

2017（平成 29）年度事業計画

武蔵野美術大学は、1929年の帝国美術学校創立以来、「真に人間的自由に達するような美術教育」、「教養を有する美術家養成」を建学の精神とし、清新な創造力を持った美術家、デザイナーの養成に努めてきた。国内外に多くの優秀な人材を輩出し、わが国の美術・デザインの発展及びその教育研究の重要な一翼を担ってきた。

本学では、1999年に短期大学部の募集を停止し、同年に芸術文化学科、デザイン情報学科を新設して以降、4年制通信教育課程設置（2002年）、大学院博士後期課程開設（2004年）により、より高度専門化する美術デザイン領域の先端を開くとともに、よりひろく社会の要請に応えた教育研究体制を整備してきた。また、それと同時に、全学的なカリキュラム改革によって建学の精神にふさわしい総合的、横断的な教育システムを築き上げてきた。

施設設備の面では、2000年に9号館を新築し、それ以後、「2004-2009 建築計画」を基に13号館、2号館新築、既存建築物の耐震補強工事及び空調工事、美術資料図書館新棟建築・旧棟改修によって充実を図ってきた。しかし同時期、都市計画道路「小平3・3・3号線」が小平市の区画整理計画と連動して動き始め、本学の鷹の台キャンパスは計画道路により南北に分断されることとなった。

これに対して本学では、市が推進する区画整理に協力しつつ周辺土地の取得につとめ、2007年には「武蔵野美術大学キャンパス基本構想」を、さらに2010年には「小平3・3・3道路対応を中心とする基本構想」を策定し、2014年に北側校地へのグラウンド移転、2016年に14号館が竣工され、本年3月に本学の旧敷地部分を通る小平3・3・3号線が開通する運びである。

計画道路によるこの校地分断は、吉祥寺を発祥の地としつつ、本学が1961年に鷹の台校を開いて以来のキャンパスをめぐる大きな転機となったが、その吉祥寺校も現在老朽化が激しく、キャンパスとしての利用がますます困難となってきている。

こうしたなか、理事会では2014年に第1次中長期計画（第一期：2014年度－2017年度、第二期：2018年度－2021年度）を策定した。2019年は本学の90周年にあたり、この計画期間は、来たるべき100周年を迎えるための重要な改革期となる。今後急速に進行する18歳人口の減少、少子高齢化に伴う社会構造の変化、IT化による業態の変容、加えて初等・中等教育における図画工作科・美術科の時間数削減の影響等、美術大学を取り巻く厳しい状況のなか、中長期計画では、本学の目標を「美術、デザインを専門とする大学として高い教育・研究力を発揮し、専門性と豊かな教養を備えた人材を育成するとともに、学術・文化を世界に発信する拠点としての地位を確立する」こととし、その実現のための戦略的構想として、「都心キャンパス」と「グローバル化」という二本の柱を掲げた。

「都心キャンパス」は、たんに吉祥寺校と新宿サテライトで展開してきた通信教育課程を中心とする教育研究活動の代替施設に留まらず、都心におけるグローバルな情報発信拠点の構築を目指したものである。さらにまた、従来の「美術大学」という言葉にまつわる固定的イメージを打ち破り、美術大学で行われている教育こそが現代社会に必要とされている真にクリエイティブな人材養成にふさわしいものであること、すなわち、美術大学が目指す教育とは、特定の一分野に秀でた才能の発掘・養成だけではなく、既成の答えが用意されていない未知の諸困難に創造的解決を造りあげていく柔らかな知性の開拓であることを、新たなかたちで実践的に示す拠点の構築を目指したものである。

グローバル化については、帝国美術学校開学以来、本学は留学生を通じてアジア諸国と深い絆を結んでおり、1990年代後半以降は更に国際交流に力を入れ、2012年に文部科学省による「グローバル人材育成推進事業（特色型）」を芸術系大学として唯一採択された。文部科学省による助成期間は2016年度をもって終了するが、今後もグローバル化を推進し、本学を国際的な文化芸術の拠点とすることを旨とする。

2017年度においては、同中長期計画第一期の最終年度であるため、前述の通り同計画の達成に向けた基礎を確立するとともに、状況変化に合わせ第二期計画の見直しが必要である。また、創立90周年となる2019年度を創立100周年に向けた本格的な事業開始年度とし、戦略的構想に基づく重要課題として掲げた都心キャンパスの開設・整備や教育研究組織の改編等（新学科開設、既存学科・専攻・コースの再整備）について、2019年度の実現に向けて重点的に取り組んでいく。

この中長期計画を推進するに当たっては、本法人の中長期財政収支は厳しい状況になることが予想され、収支の均衡の取れた財政計画が必要となる。収入面においては、本法人の収入の根幹をなす学生生徒等納付金が主に通信教育課程の在学生数の減少等により2011年度以降減少しており、未だ減少に歯止めがかかっていない。減収の要因を分析しその対策を講ずるとともに、補助金や事業収入等外部資金を獲得すべく収入財源の多様化に努める。

以上のことを踏まえ、本年度は次の8項目を重点課題とする。

1 教育研究組織の改編等

○ 武蔵野美術大学

全学的な教育研究組織改編の議論を継続し、その具体化に着手する。通信教育課程については、多様なニーズに応えられるよう、より総合的なかたちでのコース再編を検討する。

○ 武蔵野美術学園

教育責任を考慮しつつ、2017年度末閉園への着実な手続きを実施する。

2 教育力の強化

- (1) 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とするPDCAサイクルを機能させ、教育における内部質保証システムを確立する。
- (2) 2016年度に採択された文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」（タイプ1、3）の各取組内容の充実、更なる獲得へ向けた改革を教職協働で実行する。
- (3) 教育の質的向上を目指すために設置した「武蔵野美術大学教育改革助成」制度を推進し、カリキュラムや教材開発、教育方法や教育評価の工夫改善など、教育改革に資する取り組みを図る。
- (4) 通信教育課程フルメディア授業システム開発をスタートさせ、2018年度より一部授業での導入を行う。
- (5) 様々な年齢層を対象とした新たな美術教育のあり方を検討する。

3 教育環境充実に向けたキャンパス整備

○都心キャンパス

本学の新たな教育拠点として都心に新キャンパスを設け、90周年（2019年）を目途に開校の準備を行う。

○鷹の台キャンパス

- (1) 都市計画道路3・3・3号線開通に伴い、キャンパスのセキュリティ強化・バス転回場整備を行う。
- (2) 8号館1階西側に全学共用の（仮称）工作センターを設け、運用を開始する。
- (3) 7号館修繕工事の実施に向けた検討を行う。

4 美術館・図書館機能の充実

- (1) 本学の教育研究の象徴的機関として一層の機能充実を図るため、美術館においては展覧会活動の多様化と内容の充実に努め、図書館においては研究室との連携を通じた学修支援活動の推進と教職員及び学生の利用サービスの向上に取り組む。
- (2) 図書資料システムのリプレイス及び美術資料・イメージライブラリシステムのリプレイス検討を行う。
- (3) 2016年度文化庁委託事業「アーカイブ中核拠点モデル事業」を継続して行う。

5 学生支援の充実・強化

- (1) 多様なキャリア形成を支援する。
- (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）への対応を継続するとともに、支援体制を強化する。また、より多様な学生支援を推進するため、キャンパスソーシャルワーカーの導入を検討する。

- (3) ワークスタディ制度を実施する。
- (4) 在学生保護者を対象とした説明会を開催する。
- (5) 兄弟姉妹同時在籍者等の経済的負担軽減制度、第2学生寮の検討を開始する。
- (6) 大学院進学者の経済的支援について検討を開始する。

6 研究支援・社会連携推進、美術教育の普及、美術文化の振興

- (1) 産官学共同・委託研究等産官学連携、大学間連携活動の活性化を図る。
- (2) 2013年度文科省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業採択「近現代建築空間および生活デザインの高度なデジタル・アーカイブ化と、生活文化空間の総合的研究」及び2014年度同事業採択「日本近世における文字印刷文化の総合的研究」を引き続き進める。
- (3) 幼児教育及び初等中等教育、特別支援教育を対象とするワークショップ等の取り組みを美術教育普及・振興プロジェクトとして推進する。
- (4) 鷹の台キャンパス、三鷹教室、デザイン・ラウンジを活用し、教育研究組織改編を連動させた戦略型公開講座と、実技や教養授業を中心とした社会貢献・地域連携型公開講座を展開する。

7 広報・IR活動の強化

- (1) 2015年度から設置された広報戦略会議・IR推進会議を中心に、法人・大学運営を支援するための情報収集・分析、マーケティング、各チームで個別に行われてきた広報活動に資する諸活動についての情報共有、ブランディング戦略の検討等、具体的な作業を一層進める。
- (2) 受験生の志願者増に向けた取組として、重点校を対象としたアプローチ強化や進学相談会の新たな体制づくりを行う。

8 組織力・大学運営力の強化

- (1) 人事諸制度の検討・見直しを行う。
- (2) 長期的視点に立った財政基盤の整備を行う。
- (3) 中長期計画の事業を着実に実施していくに当たり、法人と教学が密接な連携を図り、迅速な意思決定と適正な執行を推進する。
- (4) 更なる教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、教職員に能力・資質を向上させるための研修機会を設ける。
- (5) 事務系職員の適正配置等必要な体制を整え、事務組織の活性化や業務の効率化を目指す。またグループ・チーム制の効果検証を行う。

以上